

令和5年2月22日

香川県立丸亀競技場

個人利用における投てき練習の運用変更期間の延長について

1. 変更点（前回周知のとおり）

主競技場での投てき練習を、投てき種目に関係なく

終日（全曜日）不可とし、補助競技場でのみ使用可とします。

なお、補助競技場の運用は従来通りといたします。

2. 運用変更期間（運用変更期間の延長）

令和5年3月5日（日）まで

（期間は変更する場合がございます）

3. 変更理由（前回周知のとおり）

主競技場の芝生内およびトラックにおける鴨糞害対策のため、芝生

に保温用シートを取付していることから、利用制限をさせていただきます。

きます。

ご利用者の皆さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

以 上